

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	建設業許可番号	元請・下請 の区分
安藤ハザマ・菅原・中井特定 建設工事共同企業体	水戸市宮町 1－7－33	6-060011	元請
株式会社安藤・間	東京都港区東新橋 1－9－1	1-020330	元請
菅原建設株式会社	水戸市六反田町 1213－1	1-002386	元請
株式会社中井工務店	高萩市高萩 349－1	2-016943	元請
木部建設株式会社	東京都武蔵野市御殿山 1－6－10	1-006794	下請

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者、「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間

令和 8 年 7 月 21 日 ～ 令和 8 年 9 月 20 日 (2 か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称)大久保町第 2 トンネル）のトンネル掘削中の工事現場において、令和 7 年 9 月 10 日、安全管理の不適切により、バックホウの後退に巻き込まれた 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こした。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 7 年 6 月 1 日付け監第 184 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 1 第 7 号イに該当する。

＜指名停止等措置要領別表第 1＞

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 <u>イ 工事等の関係者に死亡者を生じさせたとき</u>	<u>当該認定をした日から</u> <u>2 か月</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)